

7 農作業受委託促進特別事業の債権保全について

本事業による前払金のうち、債権保全対策が必ずしも十分でないと思われるものがあるので、改善されたい。

(現状及び問題点)

農作業受委託促進特別事業は、農作業の受託により経営規模の拡大や事業コストの低減等を図る中核的農業者等に対して、受託料の5年分相当額以内の資金を無利子で前払いする事業であり、平成16年3月31日現在の残高は次のとおりである。

債務者	有限会社 A	個人 B	合計
貸付日	平成13年10月19日	平成15年1月21日	
貸付金額	12,000千円	3,500千円	15,500千円
年度末残高	4,800千円	2,100千円	6,900千円
償還期限	平成18年1月30日	平成19年3月25日	
連帯保証人	社長他家族1名	配偶者	

債権保全対策としては、連帯保証人があり、「(財)群馬県農業公社受託料前払資金貸付規程」第3条(4)では、「連帯保証人を立てさせなければならないものとする。」と規定しているが、その人的条件等一切ふれていないので、その有効性に疑問がもたれる。

(改善策)

事前に与信調査は行っているが、農業情勢の変化等農業を巡る環境は厳しい状況にあり、5年間の貸付期間における債務者の状況変化も起こりうるので、債権保全対策には一層留意が必要である。そのためにも、連帯保証人の条件を厳格にすることが望まれる。

(会計事務について)

8 賞与引当金計上の必要性について(共通)

プロパー職員の期末及び勤勉手当については賞与引当金を計上して発生主義で会計処理すべきである。...平成15年度残高5,444千円

(参照 共通意見の項1-19頁)

9 人件費の計算書類上の表示について(共通)

会社の計算書類において公社採用職員(プロパー職員)の人件費は事業費に、県派遣職員の人件費は管理費に各々計上されているが、事業費と管理費の区分は県派遣か否かではなく、従事している業務内容に応じてなされるべきである。

(参照 共通意見の項1-20頁)

10 財務状況の公開について(共通)

公社はホームページや広報紙、各種パンフレット等で情報公開しているが、財務状況については不十分で、積極的に公開することが必要である。

(参照 共通意見の項 1 - 22 頁)

(県と出資団体との関係について)

11 県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通)

県は派遣職員への人件費相当額を補助金として公社に支出し、実質的に給与相当額を負担している。これは派遣法の趣旨に則り、見直す必要があると思われる。

(参照 共通意見の項 1 - 23 頁)

12 旧事務所の有効活用について

公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、現在利用されていない。その有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。

(現状及び問題点)

公社事務所が入っているビルの敷地内に旧事務所の建物があるが、ビル新築時に移転してそのままになっている(なお、土地建物の所有は県監理課所管になっている)。

現在の公社の状況は、職員が減少して 16 人になっていること、事業の急激な進展も望めないこと、予算の削減も年々厳しい状況であること等困難な環境にあり、新築移転時とは極端に状況が変化しており、経費節減が最重要課題となっている。

その中で、ビルの賃借料(平成 15 年度年 7,528 千円)の負担軽減のため、今後群馬県農業会議と事務所を共有化する予定である。

(改善策)

公社の現在おかれている状況及び公社ビルの需給関係等考慮し、表記の旧事務所の有効活用の意味から、事務所移転による経費節減効果を検討する価値があると思われる。

(管理運営状況について)

13 損益計算の必要性について

年度別、事業別、業務別の損益計算、コスト分析等行っていないので、効率的な運営管理ができない状態である。今後、企業会計的な手法を取り入れることが必要である。

(現状及び問題点)

(1) 企業会計原則の適用の要否について

公社の作成している計算書類の範囲は、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表並びに財産目録であり、損益計算書は作成されていないが、これは公益法人会計基準に準拠しているものであり、企業会計基準の適用がないので妥当である。

例外事項として、公益法人会計基準では、「適用除外事業」については企業会計が適用されるとしている。公社の場合、公社営事業及び受託事業の一部が当該事業に該当すると思われるが、全体的には、公益事業の割合が高く、企業会計の基準適用は求められない、すなわち損益計算書の作成は省略可能と考えられる。

ただし、年度別、事業別の収益・費用の対応計算、業務別の損益計算、コスト分析等が欠落していることは、公社運営の重大な問題点になっていると思われる。

(2) 年度損益について

公社営開発事業について公社では補助金収入、施主の工事費自己負担分をそれぞれの事業収入で受け、その工事支出を工事請負費としている。

工事契約にかかる工事費の支払については地方自治法施行令附則第7条及び地方自治法施行規則附則第3条第1項により4割を超えない範囲で前金払が許容されている。

現在、公社ではその範囲内で前金払し、その金額を工事請負費として計上しているが、当該金額は工事の出来高とは関係なく、許容資金の範囲で決定される。

補助金収入は、個々の工事とは切り離して事業全体の資金をみながら補助金の請求をしており、施主の工事自己負担分は、この工事が終了した時点で請求をしているのが現状である。

ところが一つの工事の期間が二年度に亘る場合、この方法では収入と支出の時期の違いにより正味財産増減計算書が実態を表していないことになる。

(3) 事業別損益について

事業別損益の把握が充分ではない。

例えば平成14年度県営畑地帯総合整備事業について、収入は18,921千円であるのに対して、支出は大きなものとしては重機賃借料としてA社へ14,451千円、B社へ3,360千円が計上されている。

この事業の損益が把握されていないので明確ではないが、収入から事業直接費を

控除した段階ですでに赤字であり、しかも A 社への重機賃借料は 1 者随意契約であった。

(改善策)

(1) 企業会計原則の適用の要否について

日本公認会計士協会公益法人委員会報告第 11 号「企業会計の基準を適用することが合理的な事業」では、以下のように示されている。

「適用除外とは、事業の執行状況を把握するため、企業会計の基準により作成される損益等の情報を継続的に必要とし、理事会等における意思決定に際して経営成績の評価が特に重要かつ不可欠とされている事業である。より、具体的には、給付単位別の収益・費用の対応計算を厳密に要求するような事業であり、そのための帳簿組織を有し、継続的に棚卸計算や原価計算等を実施している事業で、損益計算書を売上総利益、営業利益、経常利益等に区分対応表示することを必要とする事業である(以下略)。」

公社は企業会計の基準適用は求められないが、一部収益事業については上記報告の内容が当てはまり、また、その事業の成否が公社の命運を左右するといっても過言ではないので、事業別の損益計算、コスト分析等の実施は欠かすことができないと思われる。

(2) 年度収支について

二年度に亘って工事が行なわれるような場合、工事の出来高を計算して、未成工事支出金勘定を設ける等、収支計算が公社の実態をあらわすような措置が必要と思われる。

(3) 事業別損益について

事業が構造的に支出超過になっているのか、それとも事業直接費の管理が甘いので支出超過になっているのか明確ではないが、まず損益の管理手法を導入して損益を把握することが必要であると思われる。

その上で収入から事業直接費を控除した段階ですでに支出超過になっている事業があり、しかもそれが県からの受託事業で、かつ公益性の高いものであるならば、それは県が直接行うべき事業であるかどうかの検討が必要になる。

経営管理手法を導入して年度別、事業別の損益等を把握し、人員配置等を再検討した上で、公社の事業全体を見直して事業の整理統合をすべき時期にきているものと思われる。

14 経費の部門別配賦計算について

経費の部門別配賦計算は、予算の多寡によって経費を配分する方法ではなく、合理的な配分基準により正しく行われる必要がある。

(現状及び問題点)

農業公社の作成している収支計算書や、正味財産増減計算書を概観すると、事業費は各事業に区分して計上しており、このこと自体は各事業に関する経費の発生状況を把握するうえで有用である。平成15年度についてみると合理化促進事業や受託事業、公社営開発事業等をはじめ10の事業に区分している。

しかし、その計上内容を検証してみると、計上の基準が不明なものがある。例えば公社の事務所賃借料(月額627千円)は以下のように計上されている。(単位:千円)

月 分	月 数	金 額	事 業 区 分
平成15年4月～11月	8ヶ月分	5,016	公社営開発事業
平成15年12月～平成16年1月	2ヶ月分	1,254	農業後継者育成基金事業
平成16年2月～平成16年3月	2ヶ月分	1,254	管理費

同様に臨時職員の賃金についても月により事業区分が異なっている。

公社は年間を通して各事業を実施しており、事務所賃借料や臨時職員の賃金は年間を通して同一の事業区分に計上されるはずである。公社によると予算が優先し、予算超過という事態は避けなければならないため、このように事業区分を変えているということである。

(改善策)

会計原則上、経費部門別配賦計算は発生部門にあとづけて行うのが原則である。それは、経費の計上を発生部門で行うことによって、その事業の真実の状況を表示するためである。

現在、公社が行っている経費の計上方法は、予算や収入の多寡によって経費を各部門に計上する方法であって、公社の事業の真実の状況を反映していない。このため実施している事業の損益や計算書類分析等の分析結果を歪めてしまうことになる。

経費の各部門への配賦方法は以下のように行うのが正しい方法である。

(1) 直接経費

直接経費は発生した部門に正しく割り当てられるように計上する。

(2) 間接経費

複数の事業にまたがって発生する間接経費はその発生の態様に基づき、その因果関係を反映する何らかの配賦基準に基づき発生した部門に正しく割り当てられるよ

うに計上する。例えば、事務所賃借料は、事務所の事業に供する面積比率等で各事業に配賦する。また、臨時職員の賃金は、その職員の従事する時間基準等により各事業に配賦する。

また、これを具体的実行に移すため、現在の予算の積算方法を変更する必要がある。現在の方法は、前年度実績に効率化計数等に乗じた方法という説明であるが、そうではなく、次年度の事業計画を見積り、その事業計画でどれほどの経費を支出するかという積算を行う必要がある。

15 理事会の強化について(共通)

公社は、独立した法人としての経営管理体制を構築すべきであり、そのためには理事会を強化し、行政という観点からだけでなく経営という観点からも、最高意思決定機関及び業務執行監督機関としての機能が果たせる体制とする必要がある。また、少なくとも最低一人は常勤理事が必要である。

(参照 共通意見の項 1 - 28 頁)

16 中長期経営計画について(共通)

現時点においては、中長期経営計画は策定されていない。農業を取り巻く情勢は今後さらに厳しくなることが予想される中で、事業目的を達成するためには、ある程度安定的な事業展開が必要であり、早急に中長期経営計画を策定する必要がある。

(現状及び問題点)

現時点において公社では、予算として年次事業計画は策定しているものの、経営基本方針、中長期経営計画については正式に承認されたものは作られておらず、長期的なビジョンを持った事業運営に欠けているといえる。一時策定に向けての動きがあったが、平成 15 年 3 月に前副理事長が辞任し、常勤理事がいなくなってからは頓挫している。

「(財)農業公社の運営方針について」という冊子が平成 16 年度以降取りまとめられたがその中で、公社の現状分析、問題点の検討、今後の事業展開ならびに今後 5 年間の事業予想と経営収支見込みを行っており、それぞれかなり精緻に分析され今後の公社経営に有効であると思われる。

問題点としては 理事会で正式に承認されたものでないこと、経営収支見込みが資金収支明細のみで損益見込み分析が欠如していることがあげられる。

(改善策)

公益性と採算性の両面を追求し、長期的視野をもって目的を達成していくには、実現のための計画(経営基本方針、中長期経営計画及び年次計画)を策定、実行していく必要